

令和7年9月17日
西美濃農業協同組合

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

西美濃農業協同組合（以下、当 JA とする。）では、「未来を見つめ 西美濃の大地に根ざして さまざまな人々に 豊かな恵みとうるおいを与える JA」を経営理念に掲げています。

当 JA では、この理念のもと、2017 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、これまでの取り組みを継承しつつ、組合員・利用者の皆さまのニーズに応えた資産形成に貢献するため、組合員・利用者の皆さまが生活の中で起こりうる様々なリスクに備えることができるよう、以下の取組方針を制定しました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直していきます。

注）皆さまに提供する共済事業は、当 JA と全国共済農業協同組合連合会（JA 共済連）が共同で事業運営しております。原則 6（注 6、7）

1. 組合員・利用者への最適な商品、最適な共済仕組みの提供

（1）金融商品の提供

皆さまに提供する金融商品は、当 JA が適切性を審査し、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、皆さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。また、当該商品を組成する投資運用会社のプロダクトガバナンスの実効性の把握に努めるとともに、皆さまの最善の利益を実現するため、金融商品を購入した皆さまの属性や販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供します。なお当 JA は、金融商品の組成に携わっていません。【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3、6、7）、補充原則 1～5 本文および（注）】

（2）共済仕組みの提供

皆さまに提供する共済仕組みは、当 JA が皆さまの現在や将来に対する思いをお伺いしたうえで、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう最良の共済仕組みを選定します。

なお、当 JA は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3）、補充原則 1～5 本文および（注）】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

(1) 信用事業の活動

①皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的を確認し、皆さまのご希望やご状況に合わせて、ご要望にふさわしい商品をご提案の上で販売します。

【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、3、4、5）】

②皆さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について丁寧かつ分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

③金融商品をご購入された後も、投資環境の変化やニーズの変化等に応じるため、継続的に必要に応じた情報提供等のアフターフォローを行います。【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

(2) 共済事業の活動

①当 JA では、共済仕組みのご提案の前に、皆さまが、ご自身の抱えるリスクやそれに伴った保障の必要性を適切にご理解いただけるよう、公的保険制度等をご説明いたします。そして、皆さまのご意向を確認したうえで、ライフステージや時代の変化を考慮した最適な共済仕組みをご提案します。【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

②当 JA では、保障提案から契約締結までの各段階において、特に重要な事項について丁寧にご説明し、ご意向を確認しながらお手続きをいたします。

【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

③ご高齢の方に対しましては、より丁寧でわかりやすい説明を行いますが、そのご家族も含めて十分ご理解、ご納得いただけるよう、可能な限り、ご契約の際等にご家族にもご同席いただくこととしております。【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

④共済のご契約にあたり、共済掛金のほかにご契約者様にご負担いただく手数料等はございません。【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

- (1) 皆さまへの商品選定や情報提供にあたり、皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき利益相反体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うことで適切に管理します。【原則 3 本文および (注)】

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 皆さまの多様なニーズに的確な金融商品・共済仕組みのご提案ができるよう、研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成します。【原則 2 本文および (注)、原則 6 (注 5)、原則 7 本文および (注)】
 - (2) 組合員・利用者本位の業務運営を実現するため、手数料実績や共済実績のみで職員を評価するのではなく、職員による皆さまへの課題解決の取り組みが適切に評価されるような態勢を構築します。【原則 2 本文および (注)、原則 6 (注 5)、原則 7 本文および (注)】
- (※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024 年 9 月改訂）との対応を示しています。